



ファースト・ネーションとの 関係構築

権利を尊重し、良いビジネスを行う

This document contains historical, legacy information that is intended for general information purposes only. You should not rely upon the material or information in this document as a basis for making any business, legal or any other decisions. Although references are made to government's legal requirements arising from section 35 of the Constitution Act, 1982 and section 3 of the Declaration Act on the Rights of Indigenous Peoples Act, SBC 2019 c 44 and reconciliation commitments set by government, the content of this document should not be interpreted as legal instructions or legal advice. For specific assistance and guidance, please contact the appropriate decision-making agency.

関係構築の原則

敬意の気持ちを示す

迅速に対応する

情報公開し、透明性を確保する

礼節をわきまえて行動する

相手の話を聞く

できる限り進んで順応する

目次

はじめに	1
他地域とは異なるブリティッシュ・コロンビア州の状況	2
ブリティッシュ・コロンビア州のファースト・ネーションについて	2
ファースト・ネーションにとっての土地の重要性	2
法的枠組み—先住民権問題	2
条約上の権利	2
先住民としての権利	3
ブリティッシュ・コロンビア州の先住民権問題に対するアプローチ	4
1. 先住民権問題の暫定的解決策をファースト・ネーションと協議する	4
協議における産業界の役割	4
2. 州政府と先住民の利益に関し長期的な和解を実現する条約交渉を行う	5
3. 先住民権問題解決に関する暫定的協定の交渉を行う	5
4. ファースト・ネーション全体および個々の先住民の社会経済状況の向上を目指す	5
ファースト・ネーションとの関係構築	6
産業界にとってのメリットとは何か？	6
効果的なエンゲージメントの方法とは？	7
成功する関係を築くためのポイント	9
付属資料 A	11
協議プロセスにおける政府の役割	11
用語と定義	13
リソース (英語のみ)	15
お問い合わせ先	16

はじめに

ブリティッシュ・コロンビア州（以下 BC 州）は、北米の中で最も競争力のある地域の一つであり、ビジネスには最適な場所です。豊かな天然資源に恵まれ、優秀な人材が育つおかげで、BC 州はビジネスチャンスに溢れています。

BC 州は、さまざまな先住民の生まれ育った土地でもあります。ファースト・ネーションまたはアボリジナルとして知られるこうした人々は、何世代にもわたってこの土地に暮らしています。先住民はこの土地の占有者であり、それゆえに他の BC 州民が持たない特定の法的権利（先住民権または条約上の権利）を有しています。この事実が州政府と先住民の関係を規定し、両者の関係は政府対政府の関係として認識されることになるのです。ファースト・ネーションはステークホルダーではなく、権利者として権利を行使することができるのです。

BC 州は、土地や資源に影響を及ぼす可能性のある政府の政策や、ファースト・ネーションが社会的・経済的發展に参加する機会を増やすことについて、ファースト・ネーションと有意義な協議を行い、信頼関係を築いてきました。BC 州政府は土地資源管理に関する包括的なアプローチを採用しており、今後ますますファースト・ネーションに意思決定プロセスへの参加を求めていく予定です。また政府は、ファースト・ネーションの地域経済を活性化し社会状況を改善するために、資源開発による歳入の一部をファースト・ネーションに還元しています。

州政府がより包括的なアプローチを採用する理由の一つとして、州経済の潜在力を最大限に活用するために、安定した投資環境を確保したいという考えがあります。BC 州では、州とファースト・ネーションの関係が深まるにつれて、州内で投資機会やビジネスチャンスを探している企業もファースト・ネーションと重要な関係を持つようになっていきます。例えば、政府との協議にファースト・ネーションが参加したり、ファースト・ネーションと互恵的なパートナーシップを構築したり、互いにビジネス・チャンスの創出を目指すということが行われています。

実際、多くの企業がファースト・ネーションとの関係構築に取り組んでいます - BC 州で成功を収めるには、開発の初期段階からファースト・ネーションと信頼関係を築くことが重要だと理解しているからです。経済界では、安定したコミュニティとビジネスを築く上で、責任あるビジネスを実践することが重要な役割を果たすと考えられるようになってきました。

こうした企業の取り組みは BC 州だけにとどまりません。先住民と協力する利点を企業が理解するにつれて、世界中で行われるようになってきました。近年では、地域コミュニティの強化と維持を図り、地域の人々にビジネスチャンスを提供しながら、先住民と関係を築こうとする企業が増えています。BC 州における企業とファースト・ネーションの関係も例外ではありません。

本パンフレットの目的は、BC 州の法制度やビジネス環境に特有の問題に対する企業の理解を助け、企業とファースト・ネーションが、永続的な信頼関係を構築するのに役立つ実践的支援や意見を提供することです。事業提案者、既存産業界、ファースト・ネーションの間に確固たる信頼関係が築かれていれば、協議プロセスは円滑に進み、効果的なパートナーシップを確立することができるでしょう。

パンフレットの内容は大きく 2 つに分かれています。1 つ目のセクションでは BC 州の状況の概要を説明し、続いて政府の協議プロセスにおける事業提案者と既存産業界の役割について概要を説明します。2 つ目のセクションでは、ファースト・ネーションと効果的な関係を築いている企業の事例を紹介します。

他地域とは異なる ブリティッシュ・コロンビア州の状況

ブリティッシュ・コロンビア州のファースト・ネーションについて

バンドとは居留地を単位とするファースト・ネーションの組織をいい、カナダ全体では600のバンドがあります。BC州には200以上のバンドがあり、34のファースト・ネーション言語とそれに結びついた文化的アイデンティティーが存在し、自らのアイデンティティーをファースト・ネーションとする人が約200,000人います。したがって、BC州はカナダ国内においても文化、言語の面で多様性に富んだファースト・ネーションが居住していると言えます。それぞれのファースト・ネーションに固有の歴史や経験があります。

ファースト・ネーションと交流する場合は、彼らの生活様式、社会組織、ガバナンスのあり方、ビジネスへのアプローチの方法、資源との関係、社会的優先順位が、我々とは違うことを考慮する必要があります。各コミュニティがそれぞれ独自の考え方をしていますが、所有権を主張している土地に関する開発プロセスに参加することや、開発プロジェクトから得られる利益の配分について、関心を持っているファースト・ネーションはたくさんいます。

ファースト・ネーションにとっての土地の重要性

世界の他の先住民と同様に、BC州のファースト・ネーションは外国人の移住者や植民者と接触する以前から、独自の社会構造を形成し、経済活動を行っていました。彼らの経済活動は、土地を占有し、その土地で取れるものを利用するというように土地と密接に結びついたものです。独自の精神性など他の要因とともに、このような経済活動がファースト・ネーションの社会の基盤となっています。ファースト・ネーションの精神性、社会、文化、経済、政治は、その本質において、土地とその土地がもたらす恵みによって支えられています。

ヨーロッパ的な法律や慣習が導入された今日も、BC州のファースト・ネーションにとって土地との関係が重要であることに変わりはありません。彼らの文化的慣行、伝統、精神性、生計の手段は常に土地と分ちがたく結びついているため、土地管理や資源利用の問題は多くのファースト・ネーションにとって重要な懸念事項です。ファースト・ネーションは、自らの文化を育み、持続可能な地域経済の形成を目指し、土地と資源から経済的利益を得る目的で、土地へのアクセス、および土地利用に関する意思決定プロセスへの参加を求めています。

法的枠組み—先住民権問題

ヨーロッパ人が北米大陸に定住する前から、先住民はこの土地に暮らしていました。それゆえに、先住民は特別な法的地位を持っています。この地位はカナダの法制度で認められているもので、1982年カナダ憲法第35条は「カナダ先住民の存在する先住民としての権利および条約上の権利は、ここに承認され、かつ、確認される」と定めています。この条文が盛り込まれて以来、カナダのコモンローは、先住民権と条約上の権利の確認と定義を行っており、カナダ社会の先住民以外の人の権利とどのように調整するかを規定するため検討を重ねています。

条約上の権利

条約上の権利とは、カナダ政府とファースト・ネーションの間で合意された正式な拘束力のある条約のことをいい、カナダ憲法の保護の下に置かれます。現在のところ、歴史的条約や近代的条約でカバーされているのは州内の土地の3分1にすぎません。条約が締結されているところでは、さまざまな権利、義務、場合によってはエンゲージメント・プロセスが、正式な条約による合意（土地請求協定または最終協定と呼ばれることもあります）に基づいて定められています。

条約の種類

歴史的条約とは、一般に、ファースト・ネーションが狩猟、漁撈、わな猟などを継続することと引き換えに土地の権利を放棄した条約のことをいいます。いずれも1925年以前に締結された条約であり、BC州北東部の土地に関する第8条条約、およびバンクーバー島における14件の土地購入に関するダグラス条約が含まれます。

近代的条約は、土地の所有権や事前協議の義務など、すべての当事者の権利と義務を規定するものになっています。BC州で最初の近代的な条約は2000年に発効されたNisga'sネーションとの条約です。その後Tsawwassen、Maa-nulthの2ネーションと条約を締結し、現在他の数ネーションとの交渉が最終段階にあります。

先住民としての権利

BC州には先住民と結んだ条約が少ないため、条約を締結していないファースト・ネーションと政府の関係は、個々の判決に基づいて非常に具体的な方法で決められています。カナダ憲法第35条は、先住民の土地権原を含む既存の先住民の権利を承認し、確認していますが、そのような権利の証明、本質、所在については明確に示していません。1970年代以降、裁判所は、先住民権は何によって特定できるのか、どのように法的に証明されるのか、また、必要な場合どのようなときに政府によって侵害されるのかを判別するための法的テストを設け、先住民権の一般的性質を明確に定義しようとしてきました。その成果はいくつかありますが、裁判所は概して、特定の先住民権や土地権原が存在すると明確に宣言することに消極的です。むしろ、政府とファースト・ネーションが交渉により和解することを求めています。

裁判所が政府に対して明らかにしたのは次のようなことです。すなわち、先住民権の土地権原は、ファースト・ネーション固有の文化と不可分に結びついている生活習慣、社会的慣習、伝統に根ざしており、歴史的な経緯から特定の土地と結びついています。先住民権には、狩猟、漁撈、植物採取、家庭での使用を目的とした木材利用などが含まれます。同じ地域に複数のファースト・ネーション・コミュニティが存在し、それぞれが複数の権利を持っている可能性があります。所有している権利の種類はコミュニティによって異なる可能性があります。

先住民権の中で重要なサブカテゴリーの一つとなっているのは、土地権原です。土地権原とは、特定の土地における特殊な権益で、土地の独占的な使用および占有を認める権利を含んでいます。

裁判所での判決が積み重ねられるうちに、先住民権問題に対する州政府のアプローチは修正され、政策によって対応するようになりました。なかでも、ハイダ族に対するカナダ最高裁判所判決では、政府がファースト・ネーションと協議を行う義務があるという部分が拡大解釈され、ファースト・ネーションに影響を及ぼす可能性のある計画を策定する場合には、証明された権利だけでなく主張される権利についてもファースト・ネーションと協議を行い、必要な場合には主張される権利と調整を図る義務があるとされました。この判決により、連邦政府、州政府、準州政府は、管轄内の土地および資源に関する決定を行う際に、上記義務を履行することになりました。

協議義務

政府は、速やかに協議を行うよう義務付けられています。政府の政策や認可によってファースト・ネーションの権利が影響を受ける可能性がある場合は、その権利が主張されているものか、証明されているものか、条約上のものかに関わらず、協議を行う必要が生じます。協議の期間は状況によって異なり、影響を受ける先住民の権利の性質や影響の程度によって決定されます。

この協議義務は、実体的な義務であると同時に手続き的な義務でもあります。すなわち、協議の過程では、事実に基づいた合理的な対応を行い、公正なプロセスを経て合意を形成するとともに、ファースト・ネーションに十分な情報と時間的猶予を与えることが義務付けられています。

調停義務

協議を通じて、ある特定の状況では、調停を行う義務が生じます。政府の政策や認可によって先住民権が影響を受けるという主張に対して説得力のある証拠が示された場合は、回復不能な損害を回避する、あるいは影響を最小限に抑えるために、政府は対策を講じる必要があります。調停とは主に、懸念に対応して、利害の調整を図ったり、和解点を見出すことをいいます。

「…つまり、移住者がやってきたとき、インディアンはすでにそこに居て、社会を形成し、何世紀も祖先がそうしてきたように土地を占有していたわけです。インディアンの土地権原とはこういう意味合いのものなのです…」

Judson, J. in Calder et al. v. Attorney-General of British Columbia, [1973] S.C.R. 313 at 328

ブリティッシュ・コロンビア州の 先住民権問題に対するアプローチ

BC州は、ファースト・ネーションとの関係強化、先住民権問題の解決、先住民コミュニティの持続可能な経済発展を目指して、以下の4つの補完的なアプローチを採用しています。

1. 先住民権問題の暫定的解決策をファースト・ネーションと協議する

政府は、先住民権が影響を受ける可能性がある土地利用および資源開発に関する決定を行う場合、ファースト・ネーションと協議を行います。必要な場合には、条約や裁判所によって証明または宣言された権利に基づいて暫定的な利害の調整を行います。政府関係者は「Updated Procedure for Meeting Legal Obligations When Consulting First Nations」に従って協議を行います。政府は各部門の協議義務の調整を図り、他の政府機関と協調しながら協議を進めます。

協議における産業界の役割

事業提案者には、ファースト・ネーションと協議したり、利害を調整したりする法的義務はありません。その責任を負っているのは州政府です。しかし政府は協議の手続きの一部を事業提案者に委ねることができ、その権限がある場合には、先住民の利益が影響を受けるのを防ぐために事業計画の変更を要求することができます。

協議の手続き的側面 – 事業提案者/産業界は、協議に取り組む政府を支援するという重要な役割を果たすことができます。事業提案者/産業界は事業計画案や進行中のビジネスの詳細を知っているため、情報共有や、事業計画を修正して先住民の利益に影響を及ぼすのを避けることが容易な立場にあるからです。事業提案者/産業界は、政府による協議プロセスが始まる前の早期からファースト・ネーションと交流することにより、実際的かつ費用対効果の高い方法をタイムリーに採用し、想定されるさまざまな問題に対応する機会を持つことができます。

政府は事業提案者/産業界の状況を配慮した上で、協議手続きの一部を委ねるか否かを判断します。協議手続きの一部を委ねる場合は、交流すべきファースト・ネーション、また各ファースト・ネーションに対するバランスの取り方、交流（エンゲージメント）に関する協定や合意などについて、事業提案者/産業界に助言を行います。事業提案者は、ファースト・ネーションとの交流や、事業計画の影響についてどのように考えているのか、またその影響にどのように対応するのかについて、文書化することになっています。政府は事業提案者/ファースト・ネーションのエンゲージメントを評価し、ファースト・ネーションに評価結果の確認を依頼します。企業が先住民の利益に対応した場合は、ある特定の条件の下、企業による対応を調停の条件を満たした措置とみなします。協議プロセスの役割についての詳細は付属資料 A をご覧ください。

想定される影響を回避するための事業計画の変更 – 協議を通じて、先住民の利益に対応するために事業計画の変更の必要性が明らかになった場合は、事業提案者は意思決定を進めるために、事業計画の変更を要求される場合があります。

森林原野施業法および環境アセスメント法に基づき、政府は事業提案者にファースト・ネーションと事業計画案の情報を共有するよう要求することができます。詳しい規制内容については上記の法律をご参照ください。

事業提案者/産業界の協議は以下のプロセスに従って行われます。

- 政府の代表者とファースト・ネーションとの会合に参加する
- ファースト・ネーションとの会合を主催する
- 事業活動案に関する詳細情報を共有する
- ファースト・ネーションにとって重要な情報をタイムリーに提供する
- 先住民の利益に関する情報を入手し、討議する
- 計画の初期段階でプランを変更して、先住民の利益に対応する

2. 州政府と先住民の利益に関し長期的な和解を実現する条約交渉を行う

BC 州政府は、ファースト・ネーションと条約締結の交渉を行い、条約を実施することで、州と先住民の利益に関する長期的な和解を図りたいと考えています。近代的条約とはすなわち、土地所有権、ガバナンス、野生動物および環境の管理、財政支援、ならびに税金について明確に定義された権利と責任を明らかにするとともに、ファースト・ネーションと政府との間における完全かつ正式な和解を表現するものです。また、条約は紛争を解決し、条約を修正する手続きを明示します。

条約交渉は、ファースト・ネーション、カナダ政府、州政府が政治的交渉を行うために設立した British Columbia Treaty Commission (ブリティッシュ・コロンビア州条約委員会) の下で、任意的なプロセスに従って行われます。

3. 先住民権問題解決に関する暫定的協定の交渉を行う

BC 州の条約交渉プロセスは成功を遂げつつありますが、条約を交渉し、発効に至るまでは時間がかかります。また、すべてのファースト・ネーションがこのアプローチを望んでいるわけではありません。条約の他にも解決しなければならない問題があります。そのため政府は、ファースト・ネーションとの当面の協力関係を可能にする合意や協定を交渉しています。そのような合意や協定では、完全かつ最終的な和解に至るまでの暫定的措置として、ファースト・ネーションと BC 州の法的利益と非法的利益の均衡を目指しています。

BC 州は、各当事者の利益、状況、優先課題を反映した柔軟なアプローチを採用しています。その結果として、さまざまな形態、名称、適用範囲の暫定協定が存在しています。その一例として、和解枠組み、協議プロトコル、経済・便益共有協定、条約関連措置、森林原野協定などがあり、条約と直接関係のあるものも、ないものもあります。憲法による権利の承認および確認がなされる条約とは違い、暫定協定は契約的な性質を持つものです。

4. ファースト・ネーション全体および個々の先住民の社会経済状況の向上を目指す

BC 州政府はカナダ政府やファースト・ネーションの組織と協力しながら、さまざまなプログラムやイニシアティブを通じて、健康、教育、住宅、インフラ、経済発展など、ファースト・ネーションが優先課題と位置付けている問題に取り組んでいます。先住民の健康増進や社会的・経済的発展に力を入れています。

ファースト・ネーションとの関係構築

産業界にとってのメリットとは何か？

企業において、ファースト・ネーションと良好な関係を築くことが優れたビジネスであるとの認識傾向が強くなっています。企業は、相互に利益をもたらす関係を効果的に構築することに取り組んでいます。産業界にとってのメリットとして以下のものが挙げられます。

プロセスの確実性

良好な関係は事業の確実性やその他のプロセスの確実性を高め、遅滞なく事業を運営することやタイムリーな意思決定をすることにつながります。また、事業の遅れによるコスト負担を避けることも可能になります。先住民の利益に与える影響を緩和しないまま事業計画を進めると、意思決定やその他のプロセスの遅れを招く可能性があります。

労働力へのアクセス

都市から離れた地域で操業している資源会社は、熟練労働者が不足する可能性があります。ファースト・ネーションのコミュニティはBC州全域に点在しており、農村部や辺境地域にあることも少なくありません。また、ファースト・ネーションの人口は若く、非ファースト・ネーションの人口の約3倍のスピードで増加しています。すなわち、ファースト・ネーションのコミュニティは、地元で就業可能な労働者を供給できるということになります。

サービスへのアクセス

BC州の面積、地形、地勢や人口分布の特性により、さまざまなサービスにアクセスすることが困難な場合があります。プロジェクト用地に最も近いコミュニティはファースト・ネーションのコミュニティである場合が多く、近くで調達できなければ不足したり、コストがかかるようなサービスをファースト・ネーションから入手できる可能性があります。

マーケティングおよび社会的責任

一部の業界組織や企業の社会的責任プログラムでは、ファースト・ネーションとパートナーシップを形成することを会員資格の条件としています。会員資格を得ることで、市場、ビジネス・パートナー、サービスへのアクセスが向上します。

政府による協議のサポート

企業とファースト・ネーションが良好な関係を構築している場合、州政府の協議が円滑に進む可能性があります。それにより、事業計画案に関する情報を直接かつタイムリーにファースト・ネーションと共有することができます。さらに、ファースト・ネーションからのフィードバックに基づいて事業計画を迅速に変更し、先住民権に影響を及ぼすことを回避することが可能になります。また、先住民の利益に直接関連する調停を行った場合は法的調停とみなされる場合があります。

地域固有の知識へのアクセス

ファースト・ネーションは、植物種や動物種の多様性や相互作用、地形、水の流れ、およびその他の生物物理学的特徴について豊富な知識を持っています。企業はこうした知識を活用し、遺産資源を含む各種資源の保護・保全のための新しい手法を構築することができる可能性があります。

効果的なエンゲージメントの方法とは？

良い関係を築くことに関して標準的なモデルがあるわけではありません。しかし、良い関係には、信頼、善意、敬意、コミットメント、透明性など共通の特徴があるのは確かです。以下に述べるのは、企業がファースト・ネーションと長期的な関係を築く際に役立ったとする知識や行動の一例です。

ビジネスの現実を理解する

ファースト・ネーションは特定の土地と深く結びついており、それが文化と価値観に反映されています。またこの関係性は、カナダ憲法の下で先住民権として承認され、確認されています。土地開発や資源開発を進める場合は、先住民の主張する権利や証明された権利、および条約上の権利に対応し、ファースト・ネーションと効果的な関係を構築する必要があります。

キャパシティー・チャレンジ

ファースト・ネーションのキャパシティーには開きがあり、限りがあります。企業はこの点を考慮に入れてプロジェクトのスケジュールを立てる必要があります。また、ファースト・ネーションの意思決定者はコミュニティの中で複数の役割を担っていたり、何かを決定する前にコミュニティのメンバーの意見を聞くことがよくあります。意思決定者が複数の役割を調整し、コミュニティメンバーと相談できるよう、十分な配慮や時間的猶予を与える必要があります。

まずは交流を開始、計画を立てるのはそれから

事業の遅れを最小限に留め、成功している企業の多くは、最終計画を立てる前にファースト・ネーションと交流を始めています。さらにその多くは政府機関に事業許可を申請する前から交流を行っています。交流する際に重要なことは、どのファースト・ネーションの利益が事業計画案の影響を受けるのか判断することです。この件については、事業計画申請書を承認する権限を持つ州当局から助言やサポートを受けることができます。

ファースト・ネーションと早期から交流することで、先住民の利益に影響を及ぼすのを避け、より広範囲なファースト・ネーションの利益や価値観により敏感に対応する機会を増やすことができます。また、ファースト・ネーションと早期から交流する企業は、彼らに企業のコミットメントを示すことができ、事業に対するファースト・ネーションのコミットメントを獲得することにつながることができます。ファースト・ネーションは自ら貢献することを理解しており、プロジェクトの開発と運営に協力できるからです。

社内コンピテンシーと価値観の育成

多くの企業は、ファースト・ネーションの歴史、文化、ガバナンスのあり方、価値観、利益について理解していません。進歩的な行動や価値観を奨励し、社員のコンピテンシーを育成している企業ほど、成功を収める傾向にあります。以下はコンピテンシーの一例です。

- 個人責任を増やし、社会的・法的問題に主体的に取り組む - 「Doing the right thing」
- 財務管理に「先行投資」アプローチを導入する
- 異文化の理解および文化的差異の受容を促す
- コミュニケーション能力とコラボレーション能力を高める
- ファースト・ネーションの知識と土地や資源の利用方法を尊重する
- ファースト・ネーションにとっての土地や資源の重要性を理解する
- ファースト・ネーション社会の若い世代の役割を理解する
- 相互利益の可能性を理解する
- 礼節をわきまえた行動、情報公開、透明性の確保、敬意を表すこと
- コミュニティで存在感を生み出す
- ファースト・ネーションの文化の保護を支援する
- ファースト・ネーションの経済やガバナンスのあり方の本質を理解する
- ファースト・ネーションの関与、雇用、環境、社会的責任に関するポリシーを策定する

成功する関係を築くためのポイント

成功する関係は明確な目的に基づいて築かれています。またそれはファースト・ネーションの利益に応えるものでもあります。関係の性質はフォーマルな場合もあればインフォーマルな場合もあり、合意書の形をとることもあれば法的契約書の形をとることもあります。すなわち、多様な関係性が生み出される可能性があるのです。以下の内容は、多くの企業が成功する関係を築き上げるのに役立つと感じた点や活動についてまとめたものです。

ファースト・ネーションの存在を認知する

往々にしてファースト・ネーションは、土地や伝統的な領土との関係の本質を企業に認識して欲しいと思っています。その場合、ファースト・ネーションの主張を受け入れるだけでなく、カナダ法で先住民権や土地権原がどのように規定されているかを法的に理解して、バランスの取れた認識を持つことをお勧めします。法制度に詳しくない事業提案者や企業は、政府との話し合いを通じて理解を深めることができます。

計画に参加する機会を提供する

ファースト・ネーションの中には、事業の監督を含めて、事業計画のすべてまたは一部に直接関わることを希望する人々もいます。ファースト・ネーションが事業計画に関与することで、文化的な問題、経済的な優先事項、および環境的価値を理解する機会をより多く得ることができます。

環境保護

多くのファースト・ネーションは、環境問題の解決に適応的管理や救済措置を用いること強く希望します。このような措置を講じる際にファースト・ネーションの意見を求めたり、ファースト・ネーションと組んで環境モニタリングを行うことで、根源的価値に関わる問題にうまく対応することができるようになります。

企業経営または事業運営に参加してもらう

バンドのメンバーを企業の理事会メンバーや経営幹部に任命することができます。あるいは、ファースト・ネーションによる諮問委員会を設置することも可能です。これにより、ファースト・ネーションとの知識交換・文化交流が促されるだけでなく、彼らに監視的役割を担ってもらうことが可能になります。

雇用機会の提供

多くのパートナーシップでは、ファースト・ネーションのコミュニティに雇用機会を提供する約束をしています。

職業訓練と教育

多くのファースト・ネーションのコミュニティにとって、職業訓練や教育は最優先課題の一つです。職業訓練と教育はファースト・ネーションのスキルや専門知識を高め、将来のビジネスチャンスをつかむために必要なものだからです。一般的なアプローチとしては、職業訓練プログラムや教育への直接的な資金提供、奨学金、メンター制度、ジョブ・シャドウイングなどがあります。

事業への参加を支援

バンド評議会は多くの場合、事業計画、開発、調査に参加するために必要な資金を持っていません。住宅、健康、教育など他の重要な課題にすべての予算を費やしているからです。企業は資金協力を行って、必要なサポートを提供することができます。

サービスおよび物資の供給契約

ファースト・ネーションとサービスや物資の供給契約を結ぶことで、ファースト・ネーションの能力を高めるとともに、企業や産業界のニーズを満たすことができます。一部のファースト・ネーションはすでにサービス・物資の供給が可能ですが、企業の需要が大きくなる場合は追加的な支援が必要です。また、サービスセンターやサプライ・ハブになることを目指しているファースト・ネーションもあります。

調査研究活動

ファースト・ネーションは環境評価や従来の調査方法による土地利用調査を実施したいと考えるかもしれません。このような調査研究活動はファースト・ネーションの能力を高めるとともに、双方の利益、懸念事項、価値観に対する理解を促進することができます。

プロトコル

ファースト・ネーションとの交流、情報共有、役割・責任の明確化に関する合意形成プロセスは、文書化しておくことで非常に役に立ちます。

株式所有

ファースト・ネーションが資本参加することで、事業との直接の利害関係が生まれます。企業は次のような資本参加の形態をとっています。

- 事業のマイルストーンとリンクする参加形態
- ファースト・ネーションにイクイティ・ローンを提供
- 外部投資家が独立した透明性の高い取引を通じて、ファースト・ネーションに株式購入資金を供給した後、企業がファースト・ネーションからその株式を買い取る
- ローン保証

利益と便益の共有

ファースト・ネーションと利益と便益を共有することで、ファースト・ネーションは伝統的な領土を発展させるための資金を得ることができます。

紛争解決のプロセス

意見の対立は、あらゆる関係に生じるものです。成功している関係には当事者間で紛争を処理する方法が用意されています。時には厳しい討議が余儀なくされる場合もあります。企業とファースト・ネーションとの正式な合意書には、多くの場合、次のような合意された紛争解決プロセスが明記されています。すなわち、ファシリテーターまたは仲介者の指名、長老委員会の設置、コミュニティ協議などがあります。

付属資料 A

協議プロセスにおける政府の役割

プロジェクト・フェーズ	政府の役割	事業提案者 / 産業界に推奨するアプローチ
初期計画段階	事業を管轄する州の省庁や政府機関が、交流すべきファースト・ネーションの選定を支援し、取り組みの過程で重視すべきことをアドバイスする。	<ul style="list-style-type: none"> First Nations Consultative Areas Database Public Tool (ファースト・ネーション協議地区データベース・パブリックツール) で、事業計画エリアに居住するファースト・ネーションと関連する先住民利益のリストを作成する。 ファースト・ネーションについて学ぶ - 文化、歴史、経済、政治 / ガバナンス構造、人々。
計画段階		<ul style="list-style-type: none"> 計画段階でファースト・ネーションと連絡を取り、事業計画に関心を持ってもらう。事業計画地における先住民利益と非法的利益について学ぶ。政府当局にファースト・ネーションと交流する意志を伝える。 明確で妥当なスケジュールを組み、連絡する。事業計画に見合った適切なスケジュールにする。
政府に事業計画書を提出		<ul style="list-style-type: none"> ファースト・ネーションに、事業計画書を提出したことなど、マイルストーンごとに連絡する。

協議プロセス	政府の役割	事業提案者が果たしうる最大の役割
フェーズ 1: 準備		
<ol style="list-style-type: none"> 1. ファースト・ネーションを特定する 2. 条約やプロセス協定を確認する 3. 入手可能な情報の内容を速やかに検討する 4. どのレベルで協議するか検討 (レビュー) する 5. 誰がファースト・ネーションと交流するか決定する 	<ul style="list-style-type: none"> 政府は次の事項について事業提案者に助言を行う <ul style="list-style-type: none"> ・協議で果たしうる役割 ・どのファースト・ネーションが先住民利益を持っているか ・ファースト・ネーションと関連する条約や契約プロセス ・レビューで得られた非機密情報 ・ファースト・ネーションとの交流で重視すべきこと 政府はファースト・ネーションに対して、事業提案者が協議プロセスに参加することを知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府とともに、どのファースト・ネーションが先住民利益を持っているか照合・確認する。 初期交流を通じて知り得た先住民利益に関する情報を政府に提供する。 ファースト・ネーションが事業提案者 / 産業界との交流を希望しない場合は、政府が協議の全プロセスを行う。

フェーズ 2: エンゲージメント		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報を提供し、意見を求める 		<ul style="list-style-type: none"> ファースト・ネーションに事業計画案に関する以下の情報を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 ・事業範囲および事業予定用地 (地図) ・短期的または長期的な潜在的影響 ・許認可およびスケジュール ・想定される便益 ファースト・ネーションへ以下の事項に関する意見を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定用地における具体的な先住民の利益 ・当該事業が先住民の利益にどのように影響を及ぼすか ・事業予定用地の他に先住民の利益が確保できる場所があるか ファースト・ネーションは、協議に必要な情報を集め、潜在的影響を回避するために追加調査を行うことを要求する場合がある。これらにかかるコストは、事業規模や潜在的影響の度合いによっては適切なものである。重複して調査するのを避けるため、既存調査がないか調べる。

協議プロセス	政府の役割	事業提案者が果たしうる最大の役割
フェーズ 2: エンゲージメント 続き		
2. ファースト・ネーションと交流する	<ul style="list-style-type: none"> 政府は事業提案者の進捗を監督する。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流の記録、具体的な先住民利益の内容、当該利益に対する潜在的影響、調停を目的とする事業計画の変更、および成果を文書化し、政府に提供する。 懸念事項への対応および情報請求への対応。 事業提案者は、交流・エンゲージメントの全記録、エンゲージメントの試みに関する記録、確認できた先住民利益や懸念事項、実施または予定している事業計画の変更について文書化することが奨励されている。
3. 適切なレベルで協議を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 政府は事業提案者 / 産業界とファースト・ネーションの交流状況の報告を受け、必要な場合には説明や確認を求める。 政府は、さらなるエンゲージメントや情報交換が必要と判断される場合はその旨助言する。 政府は事前評価を行う際に、事業提案者の交流記録を考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業提案者は、先住民の利益が影響を受けるという懸念を払拭する取り組みを積極的に行うことが奨励されている。次のような措置が該当する。事業用地の最小化または変更、影響回避、緩和策、環境モニタリング、地域への影響と報酬に関する合意書、およびその他の協定締結。 以下を含むエンゲージメントの記録を提供する。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的な先住民利益および潜在的影響の説明 調停目的で行われた事業計画の変更に関する説明 通信記録、文書記録、その他やり取りの記録 交流活動やその成果をまとめたもの ファースト・ネーションに事業に関する情報を積極的に提供する。必要に応じて先住民の利益に関する情報を説明する。
フェーズ 3: 調停		
1. 協議内容を検討し、調停が必要か否か判断する	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、さらなる情報交換や調停が必要か助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 調停以外の目的で事業計画が変更された場合は調停とはみなされない。
2. 複数の調停案を作成する	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、事業提案者 / 産業界に複数の調停案を作成し、検討するよう要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的影響に対応するための措置を講じる場合、事業提案者の承認は必要とされない。土地保有権や許認可条件を通じて当該措置が課せられることがある。
3. 調停案を提示し、合意を目指す	<ul style="list-style-type: none"> 調停が必要になった場合、政府は適切な調停が行われる責任を負う。 	
フェーズ 4: 決定およびフォローアップ		
1. 協議や調停の記録を評価する	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、以下において本案についての決定を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> 調停 申請書自体 	
2. ファースト・ネーションに決定を提示する	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、ファースト・ネーションに決定を提示する。 	
3. 調停の実施を保証する	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、調停内容が遵守され、確実に履行されているかチェックする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業提案者 / 産業界は、必要な場合には調停を行う。調停が行われない場合、土地保有権や許認可条件を遵守していないとみなされる場合がある。

用語と定義

先住民の利益	本文書では、先住民によって主張されているがまだ証明されていない権利のことを指して言い、協議および適切な場合には調停を必要とする土地権原を含む。この用語は、一般的には、ある状況のもとで主張され、かつ証明された権利を指すために用いられる。
先住民権 (先住民としての権利)	ファースト・ネーション固有の文化と不可分な生活習慣、社会慣習、伝統を指し、ヨーロッパ人が定住する以前から存在していたと主張される権利。狩猟、漁撈、植物採取などを含む。
先住民の土地権原	先住民権のサブカテゴリーの一つで、土地における特殊な権益を指し、独占的に土地を使用し占有する権利が含まれる。土地権利請求者は、政府が主権を主張した時点（1846年）で、その土地を独占的に使用し占有していたことを証明しなければならない。
先住民 (アボリジナルの人々)	カナダに居住するすべての先住民を指し、インディアン（認定および非認定インディアンを含む）、メティ、イヌイットのことを言う。
調停	調停とは、さまざまな意思決定が及ぼす影響を緩和することを指す。調停は協議プロセスを経て決定され、先住民の利益とその他の人々の利益の均衡を図る必要がある。
バンド	インディアン法で定義されているインディアンに該当する人々によって組織された、インディアン法で定義されている特定の団体のことを言う。バンドはインディアン法に基づく疑似法的主体である。BC州には200以上のバンドが存在する。 近代的条約を締結したファースト・ネーションは、バンドに組織されておらず、バンド評議会の管理下にはない。そのようなファースト・ネーションは自治統治システムを構築しており、もはやインディアン法の下で管理されていない。正当な統治システムを尊重しなければならない。
バンド評議会の決議	バンド評議会の決議とは、バンド評議会による決定を正式に表明したものを指す。 首長および評議員はバンドの構成員によって選出され、バンドを統治し、インディアン居留地に関する法律を制定する。
British Columbia Treaty Commission (ブリティッシュ・コロンビア州条約委員会) (BCTC)	カナダ政府、州政府、およびファースト・ネーション・サミットによって任命された5人の委員で構成される独立した団体であり、BC州における条約交渉のプロセスを監視する。すべてのファースト・ネーションがカナダ政府・州政府と条約交渉を行っているわけではない。交渉の資格を持っているファースト・ネーションの約60%がBCTCプロセスに参加している。
首長および評議員	首長および評議員は、バンドの構成員によって選出され、バンドを統治し、インディアン居留地に関する法律を制定する。首長および評議員は、インディアン法の条項に従って選出され、「バンドの良き統治」に対する責任を負い、インディアン居留地に関する法律を制定する権限を委任されている。
政府	一般的には州政府または連邦政府を指すが、本文書では州の省庁機関を含めた州政府のことを言い、BC州政府の仕事をするすべての政府職員を含む。
ファースト・ネーション	インディアン法の文言である「インディアン」が差別的であるという理由で、それに代わり1970年代から一般的に用いられるようになった呼称。「ファースト・ネーション」という呼称は広く用いられているが、法的な定義は存在しない。「ファースト・ネーションの人々」と言う場合、カナダにおける認定インディアンおよび非認定インディアンの両方の人々を指す。一部のインディアンのバンドでは、コミュニティの名称に「バンド」ではなく「ファースト・ネーション」を採用している。
インディアン	1982年憲法で、イヌイットおよびメティとともにアボリジナルと認定された3つの先住民の一つ。インディアンは、認定インディアン、非認定インディアン、条約インディアンの3つのカテゴリーに分類される。 認定インディアン：インディアン法の下でインディアンと定義された人々。 非認定インディアン：ファースト・ネーションの子孫であると主張するものの、認定インディアンとして登録する基準を満たしていない人々、またはインディアン法に基づいて登録することを選ばなかった人々。 「インディアン」はカナダに居住するすべての先住民を総称する名称でもあるが、こうした用法は次第に廃れつつある。
インディアン法	先住民の地位を規定し、課税、バンドの資格要件、土地管理を規制する連邦法のことであり、カナダに居住するファースト・ネーションの大半はこのインディアン法に基づいて統治されている。

先住民族	<p>一般的には、その行為者の法的地位に関係なく征服または植民地化を行った時、または現在の国境を確定した時に、当該地域に居住していた人々の子孫に対する呼称とされているが、国際社会ではこの定義を採用していない。</p> <p>(国連開発グループによる「先住民族問題に関するガイドライン」を参照のこと。 http://www.un.org/esa/socdev/unpfi/documents/UNDG_guidelines_EN.pdf)</p> <p>北米の先住民族のことをファースト・ネーションまたはアボリジナルの人々という。この文言は国連が使用しており、ファースト・ネーションや学者に受容されつつある。</p>
メティ	<p>1982年憲法第35条権利の規定では、メティとは、インディアンまたはイヌイットとヨーロッパ人の両方を祖先とする人々で、独自の慣習を持ち、インディアン、イヌイット、ヨーロッパ人を祖先とする人々とは明らかに異なるアイデンティティーを有する人々のことをいう。</p> <p>第35条権利の規定に基づくメティのコミュニティとは、固有の集団的アイデンティティーを有するメティで構成され、同一地域に居住し、共通の生活様式を保持している集団を指す。</p> <p>BC州政府は、州内には第35条に沿って権利を主張できるメティ・コミュニティが存在していないとして、メティの人々と協議を行っていない。</p> <p>BC州政府は、「Metis Nation Relationship Accord (メティ・ネーションとの関係合意書)」の目標達成に向けて、今後も「メティ・ネーション・ブリティッシュ・コロンビア」およびメティ・コミュニティと協力していく。</p>
居留地	<p>インディアン居留地とは、インディアン法の規定により、バンドの使用と便益のために連邦政府の所有する土地に設けられた特定の土地のことである。</p> <p>近代的条約を締結したファースト・ネーションはもはや居留地を持っておらず、代わりに条約和解地とその土地に対する管轄権を有している。</p>
第35条	<p>1982年憲法第35条は、先住民としての権利および条約上の権利は、承認され確認されていると宣言している。この条文により、政府は、正当な理由なしに先住民権や先住民の条約上の権利を侵害してはならないという義務、ならびに、裁判所や条約交渉の過程で先住民の権利が証明されるまで、主張されている権利や権原について協議する義務を負っている。</p>
第91条第24項	<p>1867年憲法第91条第24項は、連邦議会に「インディアンおよびインディアン居留地」に関する法律を制定する権限を付与している。</p>
伝統的な土地または領土	<p>ファースト・ネーションによって、先祖伝来の土地として占有または使用してきたと認識されている土地を指す。他のファースト・ネーションと重複していることが多い。カナダ法には、必ずしも先住民の土地権原が反映されているとは限らない。</p>
条約	<p>政府とファースト・ネーションの間で正式に締結された合意のことで、特定の地域の土地および資源に関して先住民の権利を定義し、ファースト・ネーションの自治政府の権限を定めるもの。BC州には、1800年代中期から後半にかけて結ばれた歴史的合意と、カナダ政府、BC州政府、ファースト・ネーションによって批准された近代的な「最終合意」の2種類の条約が存在する。</p>
歴史的条約	<p>一般的には、ファースト・ネーションが狩猟、漁撈、わな猟などの権利と引き換えに土地の権利を放棄した条約を指し、BC州北東部の土地に関する第8条条約と、バンクーバー島における14件の土地購入に関するダグラス条約が含まれる。いずれも1925年以前に遡る。</p>
近代的条約	<p>土地の所有権や事前協議の義務など、すべての当事者の権利と義務を規定した内容で、交渉により合意に達した条約のことである。BC州における最初の近代的な条約は2000年に発効したNisga'aネーションとの条約であり、その後Tsawwassen、Maa-nulthの2ネーションと条約を締結した。現在他の数ネーションとの交渉が最終段階にある。</p>
部族評議会	<p>共通の利害関係を有する複数のバンドまたは先住民を代表する自治的組織のことであり、先住民居住者にさまざまな助言や行政サービスを提供する。部族評議会と条約を締結した先住民グループが一致するとは限らない。</p>
条約和解地	<p>近代的条約の条件に基づき、ファースト・ネーションが集団として単純不動産権を所有し、かつ、管轄権を有する土地のことを言う。連邦法、州法、およびファースト・ネーション法が同時に適用される。</p>

リソース (英語のみ)

<i>Updated Procedures for Meeting Legal Obligations When Consulting First Nations</i>	土地利用・資源開発案に関する決定に際して、政府の法的義務であるファースト・ネーションとの協議を適切に履行するための手続き http://www.gov.bc.ca/arr/reports/down/updated_procedures.pdf
<i>Operational Guidance on the Role of Proponents in First Nations Consultation</i>	事業提案者に手続きの一部を委ねる時期やタイミングに関するアドバイスを政府職員向きにまとめたもの http://www.gov.bc.ca/arr/consultation/down/guide_to_involving_proponents_2011.pdf
<i>Consultative Area Database (CAD)</i>	TCAD パブリック地図サービスは、特定の地域に利害関係を持つファースト・ネーションを検索するために使用するオンラインのインタラクティブマップで、一般市民、産業界、政府機関、ファースト・ネーションが利用可能である。このツールは試用版なので、政府の助言と合わせて使用すること。 ftp://ftp.geobc.gov.bc.ca/pub/outgoing/CAD/CAD_Public_Map_Service-User_Guidance-Technical_Instructions.pdf
<i>Ministry of Aboriginal Relations and Reconciliation</i>	Ministry of Aboriginal Relations and Reconciliation (先住民関係・和解担当省) は、先住民政策に革新的なアプローチで取り組んでおり、すべての条約交渉の場で州政府代表を務めている。詳しい情報は以下のウェブサイトを参照のこと。 http://www.gov.bc.ca/arr/index.html
<i>Judgments of the Supreme Court of Canada</i>	http://www.scc-csc.gc.ca/decisions/index-eng.asp
<i>First Peoples Language Map of B.C.</i>	http://maps.fphlcc.ca/
<i>Aboriginal Engagement in the Mining and Energy Sectors Report</i>	http://www.nrcan.gc.ca/minerals-metals/aboriginal/engagement/4067
<i>Atlas of Canada – Aboriginal Peoples</i>	http://atlas.nrcan.gc.ca/site/english/featureditems/aboriginalpeoples
<i>First Nation Profiles (Aboriginal Affairs and Northern Development Canada)</i>	http://pse5-esd5.ainc-inac.gc.ca/fnp/Main/index.aspx?lang=eng

お問い合わせ先

Capital Office:	2957 Jutland Road Victoria, B.C.
Mailing Address:	MINISTRY OF ABORIGINAL RELATIONS AND RECONCILIATION PO BOX 9100 STN PROV GOVT VICTORIA B.C. V8W 9B1
Phone:	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 250-387-6121 Victoria ▪ 604-660-2421 Vancouver ▪ 1800-663-7867 Outside Victoria and Vancouver
Email:	ABRInfo@gov.bc.ca
Surrey Office	Suite 200-10470 152 Street Surrey, B.C. V3R 0Y3
Nanaimo Office	Suite 142 - 2080 Labieux Road Nanaimo, B.C. V9T 6J9
Kamloops Office	3rd Floor - 441 Columbia Street Kamloops, B.C. V2C 2T3
Williams Lake Office	Suite 302 - 640 Borland Street Williams Lake, B.C. V2G 4T1
Prince George Office	1044 5th Avenue Prince George, B.C. V2L 5G4
Smithers Office	3726 Alfred Avenue Smithers, B.C. V0J 2N0
Fort St. John Office	Suite 370 - 10003 110th Avenue Fort St. John, B.C. V1J 6M7
在日カナダ ブリティッシュ・ コロンビア州政府 事務所	〒 100-0005 東京都千代田区丸の内 1-3-1 東京銀行協会ビル 15F Tel: 03-3216-7180 Fax: 03-3216-7292 E-mail: japan@britishcolumbia.ca



